

初期徳富蘇峰の「自由」論

—『自由、道徳、及儒教主義』における—

王 蕙婷

文久三年（1863）年に生まれた徳富蘇峰の思想的源流は、横井実学党やキリスト教にある。当時、この二つはそれぞれ、伝統思想である儒学と西欧近代の代表的な思想とみなされていた。蘇峰は横井小楠の教えを核として形成された熊本実学の影響を強く受けていたにもかかわらず、根強く残っていた儒教思想の影響力を徹底的に排撃した。このような蘇峰の西洋自由主義への憧れは、「儒教主義」に対する批判の意図と結びついている。

本研究では徳富蘇峰の「自由」論をテーマとし、その初期の著作『自由、道徳、及儒教主義』（明治17年）を取り上げた。この著作では、道徳を主題とし、「自由とは何か」「道徳とは何か」、そして「自由と道徳とはどう関係するのか」という問題が理論的に取扱われている。本書の論述を分析したうえで、蘇峰の「自由」論がいったいどのようなものであったのかを探求した。

まず、近代ヨーロッパ政治思想史という枠のなかで、ルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712-78）は十八世紀におけるフランス型自由主義の代表的な存在¹、ミル（John Stuart Mill, 1806-73）は十九世紀におけるイギリス型自由主義の代表的な存在とされている²。このような二つの自由主義の源流を、蘇峰が言う自由とはミルの「国家からの自由」である。

蘇峰の「自由」論が「儒教主義」の批判を前提として、どのように西洋の自由論を受け入れていったのかを考察した。蘇峰の儒教主義に対する批判とは、「反自由主義」（専制性）、「反平等主義」、「他律性」、「非時勢」などの社会性を含んだ特質を指摘するものだった³。儒教のもつ思想の内在論理についての批判ではなかった。また、本書の書かれた明治17年は、自由民権運動が高揚期を過ぎ、明治政府は明治14年のクーデター後、反動的な儒教主義的教育を始めた時期でもあった。これを背景にして、蘇峰は「自由」論を展開した。ゆえに彼の「自由」論は「政治的自由」を等閑視する特質を有していたことが見出される。

さて、次に初期徳富蘇峰の自由論、道徳論の特質について見てみたい。

1. 「自然ノ性」に立脚した自由

『自由、道徳、及儒教主義』の中で、まず、彼は西洋思想における自由に関するさまざまな論述を引用した⁴。これらの言説からすれば、蘇峰は「自由」の真義が他人の束縛によらず、いわゆる自己意志にしたがう「自律性」を含むと考えた。また、ルソーの「人生まれながらにして自由の性を有す」⁵を引用して、自由が「人の性」と解釈した。

蘇峰によれば、「人間自然ノ性」に関する解釈が、「我が生命ヲ愛スルノ性」、「利ニ付キ害ヲ避クルノ性」、「我が諸ノ権理ヲ愛護スルノ性」⁶を含むものであるとし、これらを「人間自然ノ性」としている。彼は「自然ノ性」を認めつつも、「自然ノ性ヲ發揮開發シ得ルモノハ唯一ノ自由ニシテ」⁷と言った。ここで注目したいのは、蘇峰は、「人間自然ノ性」のなかに、今挙げたものと並んで、「我が妻子父母兄弟姉妹親屬ヲ愛スルノ性」、「好交好社ノ性」、そしてもっとも重要なのは「悪ヲ惡ミ善ヲ善ミスルノ性」⁸などを列挙していたことに特徴がある。すなわち、一旦、「自由」が獲得されるや、人間は自ら善悪を分別する力をも身につけ、それにより道徳上の問題を解決することができるというのが蘇峰の論理であった⁹。ここでは、蘇峰は、儒教（朱子学）のように「性の自然」に従うことがそのまま「道」¹⁰とされるのではなく、「自然ノ性ヲ發揮開發シ」、「完全善美ノ点ニ發育開達」¹¹せしめることに、「自由」の本質を見出していたのである。それゆえ、「自由」が「人間自然ノ性」に立脚したものだと考えた。

以上の課題を達成するため、蘇峰は言う。「人自由ヲ有スルモノ多シ、而シテ道義ノ範圍ヲ出ルモノ稀ナリ、是レ何ゾヤ人々良心ヲ有スレバナリ、ソレ良心トハ人其ノ善惡ヲ自覺スルノカナリ」と¹²。蘇峰にとっては、「人間自然ノ性」の中にあらかじめ道徳的資質—「良心」—が織り込まれており、「人間自然ノ性」を「自由」として発揮させることが、道徳成立の近道なのである。

2. 「自由」に立脚した道徳

蘇峰は、「人間ノ職分ヲ盡シタリト謂フ可シ始メテ

道德ヲ行フタリト云フ可シ¹³と。また「職分ノ觀念ヲ生ズルハ自由ノ意志アルガ故ナリ¹⁴と強調し、「自由ノ意志」を前提におき、「職分」を尽くすことが、道德であると考えている。前述のように、蘇峰の言う「自由」は「人間自然ノ性」に立脚した。また「自然ノ性」について、すなわち「一ハ性情ノ動クカマハニ發作シタルモノナリ、一ハ性情自然ヲ矯メタルモノ¹⁵である。蘇峰は「人間の自然性」を矯めず、「自然ノ性ヲ發揮開發シ得ルモノ」は「唯一ノ自由¹⁶とする。

また、蘇峰は「光明、歴落、瀟洒、優美ナル品行ハ獨り自由ノ胸裡ニ住スルニアラズヤ¹⁷ということを強調した。いうまでもなく、善の品行が「自由」に内在しており、それが「自由」の涵養によって獲得される。このように考えてくると、蘇峰は「道德ヲ隆盛ナラシメント欲セバ、先ヅ自由ヲ隆盛ナラシメサル可ラズ、自由ヲ隆盛ナラシムルバ、實ニ道德ヲ隆盛ナラシムル最初ノ階級¹⁸であることを主張し、つまり道德を実現するため、「自由」を涵養しなければならないと主張する。彼は、明治政府の儒教復興運動¹⁹に反対し、「儒教主義」に含まれる「規範的」、「他律的」道德を批評しつつ、「自律的」道德を求めていた。いわゆる「自律的」道德は「人間自然ノ性」＝「自由」に立脚した。と同時に、「自然ノ性」には「良心」も含むものである。蘇峰は、「良心」がアプリアリな存在だと考えていた。この「良心」は「善惡ヲ自覺スルノ力」であり、主な機能は「自治ノ精神ヲ發揮シ、ソノ行為ノ正邪善惡ノ点ニ付キ、自家ヲシテ自家ノ裁判官タル資格ヲ具備セシメ²⁰るものであった。このように、蘇峰の言う「自由」には「良心」＝「自律」を内包していると考えられる。

ここで注目しなければならないのは、道德は、何よりも「人間自然ノ性」に立脚し、「自由」を通して確立されるべきであるとする点である。したがって、自由を獲得すると、人間は「良心」によって自然性を発揮し、さらに人間の「職分」を尽くし、道德が実現するにいたる。このように見れば、「自由」は単に内在する規範ではなく、存在の原理（朱子学で言う所以然之理）であったといえよう。

3. 制限された自由論—法律に制限された自由—

同書の後半は、新しい道德を基礎づけ、道德ないし自由との並行の基礎づけると言うよりも、日本の文明開化及び自立的な発展と関連づけて、自由の必要性を強調する傾向が明確に見られる。このように、道德を主眼に置いて、専制主義に対抗する自由を擁護するというナショナリズムが、蘇峰の生涯にわたる主張で

あったと考えられる。

徳富蘇峰は「自由」の制限について言及した。彼は「我等モ自由ヲ欲セサルニアラス、唯自由ノ過度ナルヲ欲セサルノミト。ソレ自由ノ過度ナルトハ何言ソヤ²¹と。また「他人ノ自由ヲ妨害スルモノナレバ、之レ自由ニアラザルナリ²²と強調した。この論点はミルの自由主義に影響されたと言えるだろう。ミルは「いかなる人の行為でも、そのひとが社会に対して責を負わねばならぬ唯一の部分、他人に關係する部分である。単に彼自身だけに関する部分においては、彼の独立 (independence) は、当然絶対的である。個人は彼自身に対して、すなわち彼自身の肉体と精神とに対しては、その主権者 (sovereign) なのである²³と主張し、要するに他人の行動を妨げていない場合、個人は完全な行動、思想の自由が得られるとする。蘇峰はミルの自由論を継承し、それ故、彼の自由論は非急進的、漸進的、保守的傾向がある。しかしながら、蘇峰は民権が国権を拡張する基礎としているゆえ、かれの言う「自由」は終始国権の下にあり、また政府と法律に制限された。これでは人民は「政治的自由」を得ることが不可能であろう。

4. 道德＝「職分」の実践

蘇峰は「道德トハ人間當然ノ職分ヲ踐行スル²⁴ことだと強調し、すなわち「道德」＝「職分」の実践と定義づけた。この見方は明治日本において受容された西洋の「道義学」(いわゆる倫理学、Ethics) との関連がある。例えば、明治四年 (1871) に中村正直が翻訳した『西国立志編』(Self Help, 1859) では、原著者のスマイルズ (Samuel Smiles) は道德の核心として「勤勉」、「忍耐」、「節約」などの徳目を列挙していた。また、スマイルズも『職分論』のなかで「職分」(duty) の觀念を解明し、個人の内在の義務感情を強調していた²⁵。

また、蘇峰は「職分ノ觀念ヲ生ズルハ自由ノ意志アルガ故ナリ²⁶と述べた。いわゆる道德の境地に至るためには、まず「自由」を前提にして、その上「職分」を実践しなければならない。また、蘇峰の定義によれば、この「職分」の觀念は「我が諸ノ官能ハ我が意ノ命スル所ニ從ヒ我が精神ハ我が意ノ令スル所ニ服ス²⁷の下で始めて成立した。「職分」の実践は道德の範囲内に存在している。換言すれば、「職分」の実践＝道德の実現である。前述のように、蘇峰は「人間ノ自然性」＝「自由」の中に、良心が含まれると考えている。彼は「自然ノ性」を開発、發揮すれば、「良心的」自由を得られると考えた。

このように見てくると、蘇峰の「自由」論は、実際には制限を受けた自由と言ってよいであろう。いわゆる「職分」の実践は政府、法律に制限されたゆえ、彼の言う「道徳」は外在的・他律的になったのである。さらに、蘇峰は自由が道徳を達成するための手段にすぎないと強調した。彼が、「人間ノ職分」を実践しさえすれば、道徳を実現することができると考えていたためである。道徳は、何よりも「人間自然ノ性」に立脚し、「自由」を通して確立されるべきであった。

『自由、道徳、及儒教主義』の分析を通じて、蘇峰の「自由」論が「儒教主義」の批判を前提としており、そこから「職分を尽す」=新しい道徳的な「平民」を生み出そうとしていた蘇峰の意図を明らかにした。この点が蘇峰「自由」論の最大の特徴である。

参考資料

ハイエク(F. Hayek)、ルジェーロ(G. Ruggiero)、シーデントップ(L. Siedentop)、バーリン(Isaiah Berlin)によるイギリス自由主義とフランス自由主義の特徴の分析をまとめると、以下の表のとおりである。

表 1. 1

	ルソーの自由論	ミルの自由論
自由論の背景	フランスの伝統	イギリスの伝統
	合理主義 (rationalism)	経験主義 (empiricism)
自由の特質	積極的	消極的
	急進的	漸進的
	思索的	非体系的
	自発的	人為的
	全体	複数
	国家への自由 (liberty to...)	国家からの自由 (liberty from...)

注

- ルソー本来はスイス人であったが、1763年に国籍を離脱している。しかし、ルソーはフランス語によって著述を行っていたために、フランス革命にも多大な精神的影響を及ぼした。このように、政治思想史の範疇のなかにおいて、一般的にルソーはフランス自由主義者であるとされている。
- 参考資料の表 1. 1 をご参照ください。
- 徳富蘇峰は「渠輩ハ道徳ナラシメガ為メニ自由ヲ撲滅セントスルカ、自由ヲ撲滅センガ為メニ道徳ヲ隆盛ナラシムルカ」として「自由」と「道徳」は並立できるかどうかを問題にして、自分なりの自由論を展開した。そして「吾人ハ唯渠輩力道徳ト自由ハ両立スカラザルモノ

ト思ヒ、彼盛ナルハ此衰ルモノト思ヒ、儒教主義ハ尤モ完全ナル道徳ヲ生ズ可キモノト思ヒ、自由ヲ撲滅スルニハ最良ノ機械ナリト思フ、ノ一事ヲ把テ茲ニ特筆セザル可ラズ」と強調した。この引用文の中で蘇峰は『自由、道徳、及儒教主義』を書いた主要な目的を明らかにしている。

- 徳富蘇峰『自由、道徳、及儒教主義』、p.33。植手通有編、『徳富蘇峰集 明治文学全集34』(東京：筑摩書房、1983) 所収。筆者訳。たとえば、ヒューム(David Hume, 1711~1776)によると「自由トハ意志ノ裁断ニ憑リ或ハ動キ或ハ動カサルノ勢力ニシテ止ラント欲スレハ則チ止リ動カント欲スレハ則チ動クモノ是レ也ト」。リベル(Francis Lieber, 1800~1872)によれば「人民ノ自由トハ人々他ノ為ニ拘束セラルコトナク社会ノ制ヲ超ヘス正道ニ背カサル時ハ動静心思言行、共ニ全然自由ナルヲ云フ、社会ノ制及ヒ政道トハ人ノ人タル所以ヲ確認シ保存シ愛育スルノ道ト法トヲ云ナリト」。ブラックストン(Sir William Blackstone, 1723-1780)によれば「悪ヲ去リ善ニ就ノ聰明ト己レカ欲スル所ニ從テ行為スルノ勢カヲ賦與サレタル不羈ナル人間ノ全權ヲハ之ヲ總稱シテ自然ノ自由トハ稱スルナリ故ニ自然ノ自由トハ性法ノ制限スル所ニアラサルヨリハ全ク他ノ檢束ヲ受ケス自カラ至當ノ決意スル所ノモノヲ決行スルノ權ニシテ自由ノ意志ノ能力ト共ニ上帝ヨリ賦與シタル天賦ノ權理ナリト」。
- 『社会契約論』
- 同『自由、道徳、及儒教主義』、p.36。
- 同書、p.36。
- 同書、p.36。
- 徳富蘇峰「自由、道徳、及儒教主義逸題」、p.226。花立三郎・杉井六郎・和田守編、『同志社大江義塾徳富蘇峰資料集』(東京：三一書房、1978) 所収。
- 《四書章句集註・中庸》。「道猶路也。人物各循其性之自然則日用事物之間。莫不各有當行之路。是則所謂道也。」
- 同『自由、道徳、及儒教主義』、p.36。
- 同書、p.45。
- 同書、p.36。
- 同書、p.35。
- 同書、p.45。
- 同書、p.36。
- 同『自由、道徳、及儒教主義』、p.45。
- 同書、p.45。
- 儒教復興運動は『教育勅語』の制定に中心的役割を果たした元田永孚、井上毅のような保守的色彩が強い人物が注目される。彼らの思想遍歴を顧みると、いずれも儒教を中心とした伝統的な道徳を維持拡張する思想を持っていた。
- 同『新日本之青年』、p.148。
- 同『自由、道徳、及儒教主義』、p.48。
- 同書、p.48。
- 塩尻公明訳、ミル著、『自由論』(東京：岩波文庫、2007)、p.24-25。

24 同『自由、道徳、及儒教主義』、p.35。

25 S. Smiles, Duty, 1880. 『職分論』(栗原元吉譯、内外出版協會、明治三十八年)。

26 同書、p.35。

27 同書、p.35。原文：「我が諸ノ官能ハ我が意ノ命スル

所ニ從ヒ我が精神ハ我が意ノ令スル所ニ服ス放タント欲スレハ放チ、握セント欲スレハ握シ、動即チ動、靜即チ靜、彼ヲ棄テ此ヲ採リ此ヲ採リ此ヲ去テ彼ヲ擇ブ我カ意ノ向フ所縱横上下、無障無碍。」

おう よくてい／台湾・政治大学 日本語文学科 修士